

## コンテナクレーンの逸走対策・維持管理検討会（第2回）議事概要

日時：平成25年12月20日（金）13時30分～16時

- 平成25年11月29日の「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」の改正により、港湾の施設の維持管理計画等には点検に関する事項を含むこと、定期的又は臨時的な点検及び診断等を適切に行うこと、また点検診断結果等を適切に記録及び保存すること、が規定された。さらに、逸走防止装置の維持管理は、逸走事故を防ぐために不可欠な対策であることから、コンテナクレーンの逸走対策に加えて、維持管理に関する検討も行うことを明示するため、検討会の名称を「コンテナクレーンの逸走対策・維持管理検討会」へ変更した。
- 逸走対策に関して、レールクランプに関するJIS改正、クレーンストッパの実証実験の進捗報告、モデル運用規程の改善案を、事務局他から説明した。

クレーンストッパの実証実験について

- ・クレーンストッパは、走行しているコンテナクレーンの車輪がストッパに乗り上げ、輪重による動摩擦力で制動力を発揮する装置。実用時は、シルビームの中間部からストッパを遠隔操作でレール上に落下させる機構とするが、今回の実証実験（平成26年1月下旬を予定）では、予めクレーン前方にストッパを設置し、クレーンが安全にストッパに乗り上げて制動されるか実証する、との報告があった。
- ・通常停止時の制動距離と比較し、クレーンストッパの制動力を可能な限り定量的に評価して欲しい、等の指摘があった。

モデル運用規程の改善案について

- ・風況急変時にも対応できるように、モデル運用規程中の作業判断・措置フローを、次の2案のとおり改善したい、との報告があった。
  - － 固定措置基準風速を超える風が観測された場合、レールクランプに加えて、レールブレーキやクレーンストッパ等を作動し、風が弱まらず係留位置まで移動できない万が一の危険性に備える。
  - － 現在のフローは変更せず、通常時と天候の悪化が予想される場合の2パターンの固定措置基準風速を設定し、風観測・風予測等の気象情報を活用しながら、適切に固定措置基準風速を選択する。
- ・「コンテナクレーンの実際の運用状況も踏まえて、ブームの位置に関しても言及して欲しい」、「作業中止（待機）の判断は、強風の観測の有無で判断するのではなく、強風によるクレーン作業上の危険性が予想されるか否かで判断した方が良い」、

等の指摘があった。

- 点検診断・維持管理に関して、港湾荷役機械の点検診断ガイドラインと維持管理計画作成ガイドラインの作成方針を、事務局他から説明した。
  - ・点検診断ガイドライン・維持管理計画作成ガイドラインの作成方針として、次の留意事項が報告された。
    - － 港湾法の改正に伴う港湾荷役機械（技術基準対象施設）の点検義務化に伴う定期点検（一般）については、クレーン等安全規則で定められた月次点検及び年次点検と同じものとし、ガイドラインでは港湾荷役機械の特性を踏まえて、標準的な点検診断の手法及び内容（点検項目・検査方法等）を提示、解説する方向で検討していく。
    - － 港湾荷役機械（技術基準対象施設）の点検義務化に伴う定期点検（詳細）については、施設の重要度に応じて対象を限定（例えば、コンテナクレーンや国際バルク戦略港湾に係るアンローダー）した上で、クレーン等安全規則で定められた定期点検とは別に、設置後 15～20 年をメドに実施する定期点検を新たに規定する。定期点検（詳細）では、港湾荷役機械の長寿命化、効率的・安定的運用等を図るための基礎資料とするため、施設健全度を診断する方向で検討していく。
    - － 稼働実績や予備品の状況も含めて、点検診断の結果を適切に保存・集約することとし、維持管理に活用できるように検討していく。
    - － 港湾荷役機械の設置者の中には、機械・電気を必ずしも専門としない事務職や土木職の職員が点検診断・維持管理の担当となっている場合もあることから、適切な図解を交えて、分かりやすく解説する工夫を行う。
    - － 点検診断ガイドラインの骨子については、1 月に公表できるよう、後日各委員に意見照会する。
  - ・「設計時から、点検診断・維持管理を実施しやすい構造にすることに留意する必要がある」、「新設・改良時の発注仕様書等において、点検診断・維持管理に対する配慮を明示的に記載すると、今回のガイドラインの実効性が高まる」、等の指摘があった。